様式1

事　業　報　告　書

（自　令和7年4月1日　至　令和8年3月31日）

1　医療法人の概要

(1) 名　　称　　社会医療法人 立川メディカルセンター

① ■ 財団　□ 社団（□ 出資持分なし　□ 出資持分あり）

② ■ 社会医療法人　□ 特別医療法人　□ 特定医療法人
□ 出資額限定法人　□ その他

③ □ 基金制度採用　■ 基金制度不採用

注）①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）

(2) 事務所の所在地

新潟県長岡市旭岡1丁目24番地
立川綜合病院
新潟県長岡市大字日越字337番地
悠遊健康村病院
新潟県柏崎市大字茨目字二ツ池2071番地1
柏崎厚生病院

(3) 設立認可年月日　　昭和31年8月1日

(4) 設立登記年月日　　昭和31年1月24日

新潟県 受付 -8.7.-9 地医総

(5) 役員及び評議員

	氏　　名	備　　考
理事長	吉井　新平	法人理事長
常務理事	松田　ひろし	柏崎厚生病院　病院長
同	上原　徹	立川綜合病院　泌尿器科主任医長
理事	二澤　和夫	長岡市元副市長
同	岡部　正明	立川綜合病院　病院長
同	青柳　竜治	立川綜合病院　腎センター長
同	立川　浩	悠遊健康村病院　病院長
同	岸　幸治	法人本部　統括部長
同	亀山　智弘	法人本部　人事開発部長
監事	櫻井　陽一	弁護士
同	水澤　千秋	長岡市元副市長　長岡市芸術文化振興財団　理事長
評議員	吉原　緑	医療を受ける者のうちから、寄付行為の定めるところにより選任された者
同	柿村　みさ子	医療を受ける者のうちから、寄付行為の定めるところにより選任された者
同	松田　裕次	医療を受ける者のうちから、寄付行為の定めるところにより選任された者
同	丸山　いつ子	医療を受ける者のうちから、寄付行為の定めるところにより選任された者
同	相田　友子	医療を受ける者のうちから、寄付行為の定めるところにより選任された者
同	佐藤　弘	医療を受ける者のうちから、寄付行為の定めるところにより選任された者
同	箕輪　務	医療を受ける者のうちから、寄付行為の定めるところにより選任された者
同	安斎　結子	医療を受ける者のうちから、寄付行為の定めるところにより選任された者
同	藍澤　豊子	医療を受ける者のうちから、寄付行為の定めるところにより選任された者
同	関川　篤子	医療を受ける者のうちから、寄付行為の定めるところにより選任された者
同	石月　正征	医療を受ける者のうちから、寄付行為の定めるところにより選任された者
同	太田　信行	医療を受ける者のうちから、寄付行為の定めるところにより選任された者
同	吉原　正弘	医療を受ける者のうちから、寄付行為の定めるところにより選任された者
同	青木　浩美	医療を受ける者のうちから、寄付行為の定めるところにより選任された者
同	田中　和子	医療を受ける者のうちから、寄付行為の定めるところにより選任された者
同	水澤　直人	医療を受ける者のうちから、寄付行為の定めるところにより選任された者
同	遠藤　一男	医療を受ける者のうちから、寄付行為の定めるところにより選任された者
同	山本　功	医療を受ける者のうちから、寄付行為の定めるところにより選任された者

注）1.「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2．理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。(医療法第４６条の５第６項参照)

3．評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第４６条の４第１項参照)

2　事業の概要

(1) 本来業務　（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種　類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病　院	立川綜合病院	1510214263	長岡市旭岡１丁目24番地	一般　４３１床
病　院	柏崎厚生病院	1510510819	柏崎市大字茨目字二ツ池2071番地１	一般　６０床 精神　２４０床
介護老人保健施設	米山爽風苑	1550580011	柏崎市大字茨目字二ツ池2071番地１	入所　１５０名 通所　６０名
病　院	悠遊健康村病院	1510212697	長岡市大字日越字原337番地	一般　１５１床 療養型　１４９床
介護老人保健施設	悠遊苑	1550280042	長岡市大字日越字原337番地	入所　１５０名 通所　４０名

注）1．地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

2．療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[　　]書で記載すること。

3．介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第４２条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備　　考
晴麗看護学校	長岡市学校町３丁目１番22号	
たちかわ訪問看護ｽﾃｰｼｮﾝ	長岡市大字日越字原337番地	
よねやま訪問看護ｽﾃｰｼｮﾝ	柏崎市大字茨目字二ツ池2071番地１	
居宅介護支援事業所 悠遊苑	長岡市大字日越字原337番地	
認知症高齢者ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ 米山五楽庵	柏崎市大字茨目字二ツ池2071番地１	
ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ晴遊庵	長岡市大字日越字原470番地	
柏崎市東地域包括支援ｾﾝﾀｰ （柏崎市からの委託事業）	柏崎市大字善根6769番地１	
茨内地域生活支援ｾﾝﾀｰ （柏崎市及び刈羽村からの委託事業）	柏崎市大字茨目字巻山1260番地１	
介護保険法によるｻｰﾋﾞｽ提供事業		
指定居宅介護支援事業にかかる訪問調査の受託事業		

注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類又は事業名	実施場所	備　　考
該当無し		

(4) 当該会計年度内に評議員会で議決又は同意した事項

令和７年５月28日　　令和６年度決算及び監査報告について
寄付行為の変更について

令和７年８月25日　　令和７年度上四半期決算について

令和７年 11 月 25 日	令和７年度上半期決算について
令和８年２月 25 日	理事及び幹事選任について 理事長及び常務理事選任について
令和８年３月 25 日	令和８年度予算及び令和７年度決算見込みについて 令和８年度借り入れ金最高限度額について 晴麗看護学校・学則変更について

注）(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

該当無し

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

該当無し

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当無し

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当無し

(9) その他

該当無し

様式３－１

法人名　社会医療法人　立川メディカルセンター
所在地　新潟県長岡市旭岡１丁目２４番地

※医療法人整理番号	9

貸　借　対　照　表

（令和　8年　3月　31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	4,926,726	Ⅰ 流動負債	5,290,802
現金及び預金	1,030,787	買掛金	2,026,216
事業未収金	3,524,131	短期借入金	943,000
たな卸資産	283,599	１年以内返済予定長期借入金	1,223,424
前払費用	61,507	未払金	167,461
その他の流動資産	46,594	リース債務	76,010
貸倒引当金	△ 19,894	未払費用	216,911
		未払法人税等	108
		未払消費税等	13,474
Ⅱ 固定資産	18,358,392	預り金	109,206
１ 有形固定資産	17,967,167	賞与引当金	512,144
建物	10,149,138	その他の流動負債	2,845
構築物	102,652		
医療用器械備品	311,042	Ⅱ 固定負債	16,630,933
その他の器械備品	778,515	長期借入金	14,222,340
車両及び船舶	2,903	リース債務	166,408
土地	6,622,915	退職給付引当金	2,242,184
２ 無形固定資産	108,455		
地上権	3,920	負債合計	21,921,736
ソフトウェア	88,924	純資産の部	
その他の無形固定資産	15,611	科目	金額
		Ⅰ 積立金	1,354,426
３ その他の資産	282,768	設立等積立金	1,941
有価証券	70,124	繰越利益積立金	1,352,485
長期貸付金	204,843	Ⅱ 評価・換算差額等	8,956
その他の固定資産	10,280	その他有価証券評価差額金	8,956
貸倒引当金	△ 2,479		
		純資産合計	1,363,382
資産合計	23,285,118	負債・純資産合計	23,285,118

（注）１．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

２．社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

３．経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式４－１

法人名　社会医療法人　立川メディカルセンター
所在地　新潟県長岡市旭岡１丁目２４番地

※医療法人整理番号	9

損益計算書(病院又は介護老人保健施設)
(自　令和　7年　4月　　1日　　至　令和　8年　3月　31日)

(単位：千円)

科目	金額	
Ⅰ 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		20,285,355
2 事業費用		
(1)事業費	20,621,335	
(2)本部費	-	20,621,335
本来業務事業損失		△ 335,980
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		368,654
2 事業費用		491,610
附帯業務事業損失		△ 122,955
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		-
2 事業費用		-
収益業務事業利益		-
事業損失		△ 458,936
Ⅱ 事業外収益		
受取利息	2,768	
その他の事業外収益	862,517	865,286
Ⅲ 事業外費用		
支払利息	178,688	
その他の事業外費用	5,283	183,972
経常利益		222,377
Ⅳ 特別利益		
固定資産売却益	-	
その他の特別利益	-	-
Ⅴ 特別損失		
固定資産売却損	-	
固定資産除却損	0	
その他の特別損失	-	0
税引前当期純利益		222,377
法人税・住民税及び事業税	260	
法人税等調整額	-	260
当期純利益		222,117

(注) 1．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失をを示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
3．※印は、記入しないでください。

様式第三号

法人名　社会医療法人　立川メディカルセンター
所在地　新潟県長岡市旭岡１丁目２４番地

※医療法人整理番号	9

財　産　目　録

（令和　8年　3月　31日現在）

１．資　産　額	23,285,118	千円
２．負　債　額	21,921,736	千円
３．純　資　産　額	1,363,382	千円

（内　訳）　（単位：千円）

区　分		金　額
A　流動資産		4,926,726
B　固定資産		18,358,392
C　資産合計	（A＋B）	23,285,118
D　負債合計		21,921,736
E　純　資　産	（C－D）	1,363,382

（注）１．財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　地　（□ 法人所有　□ 賃借　■ 部分的に法人所有（部分的に賃借））
建　物　（□ 法人所有　□ 賃借　■ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式5

社会医療法人　立川メディカルセンター

所在地　　新潟県長岡市旭岡1丁目24番地

※医療法人整理番号	9

関係事業者との取引の状況に関する報告書

（1）法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額（千円）	事業の内容	関係事業者(※)との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
該当者なし									

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（2）個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者(※)との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
該当者なし							

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

※　関係事業者とは、当該医療法人と次の（2）に掲げる取引を行う場合における次の（1）に掲げる者をいう。

（1）　次の（2）に掲げる取引を行う者
① 当該医療法人の役員又はその近親者（配偶者又は二親等内の親族）
② 当該医療法人の役員又はその近親者が代表者である法人
③ 当該医療法人の役員又はその近親者が株主総会、社員総会、評議員会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている法人
④ 他の法人の役員が当該医療法人の社員総会、評議員会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人
⑤ ③の法人の役員が他の法人（当該医療法人を除く。）の株主総会、社員総会、評議員会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人

（2）　当該医療法人と行う取引
① 事業収益又は事業費用の額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における事業収益の総額（本来業務事業収益、附帯業務事業収益及び収益業務事業収益の総額）又は事業費用の総額（本来業務事業費用、附帯業務事業費用及び収益業務事業費用の総額）の10パーセント以上を占める取引
② 事業外収益又は事業外費用の額が、1千万以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における事業外収益又は事業外費用の総額の10パーセント以上を占める取引
③ 特別利益又は特別損失の額が、1千万円以上である取引
④ 資産又は負債の総額が、当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占め、かつ1千万円を超える残高になる取引
⑤ 資金貸借、有形固定資産及び有価証券の売買その他の取引の総額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占める取引
⑥ 事業の譲受又は譲渡の場合、資産又は負債の総額のいずれか大きい額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占める取引

様式6

監 事 監 査 報 告 書

社会医療法人 立川メディカルセンター
理事長 吉 井　新 平 殿

私たちは、社会医療法人 立川メディカルセンター の令和７年会計年度（令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び寄附行為に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び寄附行為に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。